

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から同年7月まで
② 平成4年9月から5年3月まで

私は、平成4年7月にA(業種)を開業し、しばらくの間は資金面が厳しかったが、経営が軌道に乗ってから、未納となっていた国民年金保険料をB市役所でまとめて数回納付した覚えがあり、保険料の未納は無いものと思っていた。ところが、送られてきた年金記録を見ると、申立期間①及び②の期間が未納となっており、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の第3号被保険者の該当処理日から、平成5年4月頃に払い出されていることが推認でき、同時点で、申立期間①の国民年金保険料は過年度納付することが可能であったと考えられる上、オンライン記録により、申立期間①の直後の3年8月から4年3月までの保険料は、納付日は不明であるが過年度納付されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①及び②以外の国民年金の加入期間は、保険料を全て納付していることから、申立人の保険料の納付意識の高さがうかがわれ、申立期間①は4か月と短期間であることを考え合わせると、申立期間①の保険料を過年度納付したと考えても特段不自然ではない。

一方、申立期間②については、オンライン記録により、平成6年9月の保険料が重複納付されているとして、7年2月23日付けで申立期間②のうちの5年1月の保険料に充当されていることが確認できるが、これは、

当該充当処理が行われた時点で、時効消滅していなかった最も古い未納期間であった5年1月に充当したものと推認でき、当該充当記録に不合理な点は見られないことから、7年2月の時点において、5年1月を含む申立期間②の保険料は未納であったものとするのが自然である。

また、申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から同年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月30日から同年10月1日まで

私のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成18年9月30日となっているが、実際の離職日は、同日であるので、同年9月を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しによると、申立人の資格喪失日は、平成18年9月30日、備考欄に同年9月29日退職と記載されており、資格喪失日については、オンライン記録と符合する。

しかしながら、平成18年10月31日支給の給与支払明細書によると、申立人は、同年9月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる上、申立人の基本給及び役職手当は、同年9月21日から同年9月30日までの10日間分が支払われていることから、同年9月30日まで雇用関係は継続していたことが推認できる。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人は、平成17年1月11日に被保険者資格を取得し、18年9月30日に離職していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し、平成18年9月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成 18 年 10 月 31 日支給の給与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、15 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所の経理担当者は、厚生年金保険被保険者資格喪失届に係る手続に誤りがあった旨を供述していることから、事業主が資格喪失日を平成 18 年 9 月 30 日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 4747

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成8年10月から9年9月までは22万円、同年10月は24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成8年10月1日から9年11月30日まで
私は、A社に、平成8年4月15日から9年11月30日まで勤務していたが、給与額は、当該期間のうち8年10月1日から9年10月1日までは22万円、同年10月1日から同年11月30日までは24万円支給されていたが、届け出された標準報酬月額が19万円となっていることに納得できない。給料明細書を提出するので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成8年10月1日から9年10月1日までは22万円、同年10月1日から同年11月30日までは24万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年11月30日の後の同年12月5日付けで、8年10月1日に遡及して、申立人が当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した9年11月30日まで19万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所の経理担当の元役員は、社会保険料を滞納していたことを認めている上、当該事業所の総務部の元同僚は、「申立人はB工場勤務で、役員ではなかった。」と供述していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような標準報酬月額の変及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成8年10月から9年9月までは22万円、同年10月は24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成21年3月31日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成21年12月27日に係る標準賞与額20万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年3月31日
: ② 平成21年12月27日

私は、申立期間①及び②において、A社に勤務し、平成21年3月分及び同年12月分の賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額に係る記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成21年3月31日及び同年12月27日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成21年3月31日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、特例法を、申立期間

のうち、同年12月27日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人から提出されたA社の給料支払明細書によると、申立人は、平成21年3月31日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

さらに、特例法第1条第1項ただし書きでは、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象としない旨規定されているところ、A社の法人登記簿により、申立人は平成20年6月5日からB（役職）に就任していることが確認できるが、事業主及び経理担当者は、「申立人は、社会保険の事務手続に関与していない。」と回答していることから、申立人は、特例法第1条第1項ただし書きに該当しないものと認められる。

したがって、申立人のA社における平成21年3月31日に係る標準賞与額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成21年12月27日については、上記給料支払明細書により、当該期間に係る標準賞与額（20万円）に相当する賞与額が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における平成21年12月27日の標準賞与額を20万円とすることが必要である。

千葉国民年金 事案 4349

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から48年12月まで
私は、25歳の頃、国民年金に加入しなければならないことを知り、母と二人でA区役所へ行き、母と姉と私の加入手続を行った。同時点で納付できる期間の国民年金保険料は、遡って納付したはずなので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、申立人の母及び姉と連番で、昭和50年2月頃に行われたものと推認でき、この時期は、第2回特例納付の実施期間中（49年1月から50年12月まで）であることから、申立期間のうち48年3月以前の国民年金保険料は、特例納付することが可能であり、また、この時点で、申立期間のうち同年1月以降の保険料は、過年度納付することが可能である。

しかし、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母は既に亡くなっており、申立人は、「母と一緒にA区役所に行って、母が窓口で手続を行うのを見ていた。」ことを記憶しているほかは、加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、「特例納付という言葉は聞いたことはない。」と述べており、加入手続及び保険料納付の状況の詳細は不明である。

また、申立人の母が申立人と同時に加入手続を行い、保険料を納付したとする申立人の姉も申立期間は未納である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4350 (事案 4022 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から50年3月まで

私は、昭和45年12月に結婚し、46年1月にA市に引っ越しして、国民年金に加入した。引っ越し先では、現金で国民年金保険料を自宅に来ていた集金人に納付していたにもかかわらず、記録が無いのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当初申し立てた昭和45年12月から54年3月までの期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年7月14日に社会保険事務所(当時)からB市に払い出されており、申立人の所持する年金手帳には56年1月31日年金手帳交付と記載されていることから、同手帳交付日時点を基準にすると、当該期間の大半に当たる53年9月以前の期間の国民年金保険料は、時効により納付することができないこと、ii) オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iii) 申立人の年金記録には、当該期間のほかに4回、合計26か月の未納期間があること、iv) 当該期間は100か月と長期間である上、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年12月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして、申立期間を昭和46年1月から50年3月までの51か月間に短縮して再申立てを行っているが、新たな資料や情報は提出されず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4749（事案 4487 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 8 月 1 日まで

私は、申立期間については、A社に勤務し、標準報酬月額が 13 万 4,000 円ではなく 34 万円に相当する給与が支給され、厚生年金保険料も標準報酬月額 34 万円に相当する保険料が給与から控除されており、前回の審議結果に納得できないので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社の倒産時の代表取締役は、「申立人は、B（資格）等複数の国家資格を有しており、大学卒業後入社している。申立人の申立期間における標準報酬月額が 13 万 4,000 円ということであるが、これは中高卒で入社した者の給与に相当し、申立人がこのように低い給与である訳がなく、申立期間はその前後の 34 万円と記録している期間と同額で届出を行った。」としているものの、「倒産のため、関係資料等が手元に無く提出できない。」と回答している上、当該事業所が税務事務を委託していた税理士事務所では、「申立人に係る給与関係資料は保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除額について確認できないこと、ii) 当該事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録内容には、記録を訂正した形跡は無く、記録管理に不自然さは認められないこと、iii) 申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 24 年 3 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして、昭和 57 年 12 月から 58 年 11 月までの家計簿を提出し、再申立てを行っている。

しかしながら、当該家計簿には厚生年金保険料を含む社会保険料控除額の記載は無く、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたかどうかを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を、また、船員保険被保険者として船員保険料を、それぞれ事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年6月から30年3月まで
② 昭和30年4月から36年3月まで
③ 昭和36年5月から37年6月まで

私は、昭和28年6月頃から30年3月頃まで、A（都道府県）B町にあったC事業所でD（業務）に従事した後、同年4月頃から36年3月頃まで、A（都道府県）E市のF社（現在は、G社）H事業所でI（職種）として3回目の勤務をし、それぞれ、厚生年金保険に加入していた。その後、同年5月頃から37年6月頃まで、A（都道府県）J町にあったK事業所で漁船に乗船し、L（業務）に従事して船員保険に加入していた。これらの勤務期間が年金記録になっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当時の事業所の所在地、業務内容及び同僚等に係る当時の状況を具体的に述べていることから、C事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、申立期間①当時、申立人が当該事業所の所在地として供述しているA（都道府県）B町に、C事業所という事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、申立人は当該事業所の元事業主の氏名を記憶していないことから、申立期間①当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚について、オンライン記録において、申立期間①当時の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除につい

て確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、当時の事業所の所在地、業務内容及び同僚等に係る当時の状況を具体的に述べていることから、F社H事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、元事業主は、「申立期間当時の関係資料の保管は無い。」と回答していることから、申立期間②当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が氏名を挙げた複数の元同僚について、オンライン記録において、申立期間②当時の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人は、当時の事業所の所在地、業務内容及び同僚等に係る当時の状況を具体的に述べていることから、K事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、申立期間③当時、申立人が事業所の所在地として供述しているA（都道府県）J町に、K事業所は船員保険の適用事業所として確認できない上、申立人は申立事業所の元事業主の氏名及び元同僚乗組員を記憶していないことから、申立期間③当時の勤務実態及び船員保険料の控除について確認できない。

また、申立人は船員手帳を所持していないため、申立事業所を特定できないが、M組合の回答により、申立期間③当時、K事業所という名称の個人事業主がいたことが確認できたところ、現在、当該個人事業主の後を継いだ船舶所有者は、「船員保険には加入したことはない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間③における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を、また、申立人が船員保険被保険者として、申立期間③に係る船員保険料をそれぞれ事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 2 月 10 日まで
② 昭和 20 年 8 月 30 日から 21 年 8 月 5 日まで
③ 昭和 22 年 12 月 21 日から 24 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 17 年に女学校を卒業して、直ちにA社に入社し、21 年 8 月まで勤務したが、同社の厚生年金保険の被保険者記録が 20 年 2 月 10 日から同年 8 月 30 日までになっていることに納得ができない。

また、昭和 22 年 12 月 21 日からB社で勤務していたのに、厚生年金保険被保険者の資格取得日が 24 年 3 月 1 日になっていることに納得ができないので、厚生年金保険の被保険者記録の調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「女学校を卒業して直ちにA社に入社した。」と供述しているが、当該事業所の元同僚の供述からは、申立人の勤務期間は特定できない。

また、当該事業所は、昭和 20 年 8 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主等の所在が確認できないことから、申立期間①及び②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当時の状況を聴取することができた 3 人の元同僚が、「当該事業所は軍需工場だったので、終戦直後に閉鎖された。」と供述している上、当該事業所で昭和 20 年 8 月 30 日に事業廃止の事由で資格を喪失している者が多数確認できる。

加えて、適用事業所名簿により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和 20 年 1 月 4 日であることが確認できる上、申

立人に係る厚生年金保険被保険者臺帳により、申立人が同年2月10日に被保険者の資格を取得し、同年8月30日に資格を喪失していることが確認できる上、申立人が記憶していた元同僚の厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日が申立人と同日であることが、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び同被保険者臺帳により確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間③について、申立人は、「昭和22年12月21日からB社に勤務した。」と供述しているが、適用事業所名簿により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、23年8月1日であることが確認できる。

また、当該事業所は、昭和29年10月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主等の所在が確認できないことから、申立期間③に係る申立人の勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立人の整理番号が「7」のところ、整理番号が「1」から「5」までの被保険者は、昭和23年8月1日に、連続する17万台の厚生年金保険の記号番号で資格を取得し、整理番号が「6」の元同僚及び申立人は、24年3月1日に、連続する18万台の同記号番号で資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 2 月 10 日から同年 8 月 30 日まで
② 昭和 21 年 8 月 5 日から 22 年 12 月 21 日まで

私は、平成 23 年 12 月頃、年金記録を被保険者記録照会回答票で確認した際に、申立期間①の A 社及び申立期間②の B 社の厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給されていたことを初めて知った。私は脱退手当金をもらった記憶が無いので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人が勤務していた A 社及び B 社に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間①の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 7 か月後の昭和 21 年 4 月 1 日に支給決定され、申立期間②の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の 23 年 2 月 10 日に支給決定されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものの 2 回にわたり支給されたと記録されているところ、申立期間①及び②当時は、通算年金制度創設前であり、申立人が退職するに当たり、脱退手当金を受給することについて不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 6 月 1 日まで
私は、昭和 44 年から A 社 B 工場に勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録が 45 年 6 月 1 日に資格取得となっているのはおかしい。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された表彰状（昭和 49 年 12 月 29 日 A 社表彰）には、入社日は特定できないものの、申立人が 44 年から継続して同社に勤務していた旨の記載があることが確認できる。

しかし、申立期間当時の事業主及び当該事業所 B 工場の工場長は既に死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が入社したときに既に勤務していたとして氏名を挙げた元同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 45 年 3 月 24 日であるところ、当該元同僚を含め、申立人の資格取得日の前後おおむね 1 年の間に資格取得している者のうち 10 人の雇用保険の加入記録を調べたところ、厚生年金保険の加入記録といずれも符合している上、申立人の厚生年金保険の加入記録と雇用保険の加入記録も符合している。

さらに、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、昭和 45 年 6 月 23 日に払い出され、同年 6 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証の「初めて資格を取得した日」及びオンライン記録とも一致することから、社会保険事務所（当時）における記録管理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。